

改正

令和8年4月1日告示第22号

伊達市飼い主のいない猫対策事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫の増加の抑制及び適正管理を行う地域の活動を支援することにより、飼い主のいない猫による生活環境への被害を未然に防止し、もって市民の快適な生活環境の確保及び動物の愛護思想の普及を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 所有者が存在しない猫をいう。
- (2) 適正管理 近隣に迷惑を及ぼさず、飼い主のいない猫への給餌、給水、排せつ物の処理、周辺の掃除等を行う管理をいう。
- (3) 猫管理活動 飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施し、適正管理を継続的に行う活動をいう。
- (4) 不妊去勢手術 不妊手術（雌の猫の卵巣又は子宮を摘出する手術）又は去勢手術（雄の猫の精巣を摘出する手術）及びこれらに伴う医療行為をいう。
- (5) 管理者 猫管理活動を行う者をいう。

(基本的な考え方)

第3条 管理者は、猫管理活動をするに当たって、次の方針に基づくものとする。

- (1) 猫を排除するのではなく、命あるものとして取り組むこと。
- (2) 猫を含め動物を好ましく思わない人の立場を尊重し取り組むこと。
- (3) 不妊去勢手術の実施により、市内における飼い主のいない猫の増加の抑制及び適正管理に取り組むこと。
- (4) 地域の実情に応じて取り組むこと。

(猫管理活動の実施に当たって配慮すべき事項)

第4条 管理者は、猫管理活動の実施に当たっては、次に掲げる事項について配慮するものとする。

- (1) 虐待行為、不適正な給餌行為等と誤解されることのないよう、地域住民の理解を得られるよう心掛けること。
- (2) 保護その他猫を直接に取り扱う際は、虐待とならないように注意するとともに、周りの人の安全にも注意すること。
- (3) 必要に応じて排せつ物による被害の防止及び被害状況の把握に努めること。
- (4) 私有地等に立ち入る際は、当該土地管理者の了承を得ること。
- (5) 給餌場又は猫用トイレを設置する場合は、当該設置場所の土地管理者から設置の了承を得ること。

(支援対象団体)

第5条 市の支援の対象となる団体は、次に掲げる要件の全てを満たす団体とする。

- (1) 市内在住者を含む2名以上の管理者で構成されている団体（同世帯に属する管理者のみで構成されたものは除く。）であること。

- (2) 団体の代表者は、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (3) 適正管理を2名以上の複数人で行うこと。
- (4) 次に掲げる活動を確実に実施できること。
 - ア 飼い主のいない猫の不妊去勢手術を推進すること。
 - イ 新たな飼い主探し等を通じて、飼い主のいない猫の増加の抑制を図ること。

(登録申請)

第6条 市の支援を受けようとする団体は、飼い主のいない猫対策団体登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に登録の申請をするものとする。

- (1) 給餌場及び猫用トイレ設置場所を明記した猫管理活動を行う周辺地図
- (2) 団体代表者の預金通帳の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該申請をした者に対し、飼い主のいない猫対策団体登録証（様式第1号の2。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

3 登録証の登録期限は、前項の規定により交付した日から5年間とする。

4 第2項の交付を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、猫管理活動等をする際には常に登録証を携帯しなければならない。

(市の支援内容)

第7条 市長は、登録団体に対して、次に掲げる支援のうち必要なものを行うものとする。

- (1) 伊達市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱（令和5年伊達市告示第92号）の規定により行う飼い主のいない猫への不妊去勢手術費用の一部補助
- (2) 猫管理活動等についての情報提供、助言等
- (3) 市が主催又は共催する動物愛護事業への参画
- (4) その他市長が必要と認める支援

(登録内容の変更等)

第8条 登録団体は、その登録内容に変更があった場合は、飼い主のいない猫対策団体登録事項変更届（様式第2号）により変更の届出を行うとともに、必要に応じて添付書類を提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する届出があったときは、現に有する登録証と引換えに新たな登録証を交付するものとする。

3 登録団体は、登録証を紛失したときは、飼い主のいない猫対策団体登録証紛失届（様式第2号の2）により、速やかに市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項に規定する届出があったときは、登録団体に対し登録証を再交付するものとする。

(登録の抹消)

第9条 登録団体は、猫管理活動を終了した場合は、飼い主のいない猫対策団体登録抹消届（様式第3号）により、登録抹消の届出を行うものとする。

2 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 第5条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により登録を受けたとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

- 3 前項の規定により登録を取り消された者は、速やかに登録証を市長に返還しなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年4月1日告示第22号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条の規定は、この告示の施行の日以後に活動支援の申請をする団体について適用し、同日前に活動支援の申請をした団体については、なお従前の例による。

様式第1号 (第6条関係)

飼い主のいない猫対策団体登録申請書

年 月 日

伊達市長

申請者 団体名
代表者氏名
住所
電話番号

伊達市飼い主のいない猫対策事業実施要綱第6条の規定に基づき、次のとおり登録を申請します。

1 団体名

--

2 代表者

氏名	住所	電話番号

3 管理者 (記入欄が足りない場合は別紙に記入してください)

氏名	住所	電話番号

4 猫管理活動の開始年月日

年 月 日

5 主な猫管理活動の内容

--

6 対象地域

地区名等	
主な所在地	
自治会等名称	

7 給餌場

設置場所	
管理方法	

8 猫用トイレ

設置場所	
管理方法	

備考 次の書類を添付してください。

- 1 給餌場及び猫用トイレ設置場所を明記した猫管理活動を行う周辺地図
- 2 団体代表者の預金通帳の写し
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第1号の2 (第6条関係)

(表)

14.8センチメートル

		第 号	
飼い主のいない猫対策団体登録証			
写真貼付 縦 3.0cm 横 2.5cm	団 体 名		
	活 動 地 域		
	登 録 年 月 日	年 月 日	日
	登 録 期 限	年 月 日	日
<p>上記の者は、動物の愛護を目的に市内に生息する飼い主のいない猫を適正に管理する団体として、本市の登録を受けた者であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">伊達市長 印</p>			

10

センチメートル

(裏)

<p>注意事項</p> <p>飼い主のいない猫対策団体管理者は、飼い主のいない猫を適正に管理するための活動をするときは、常にこの登録証を携帯すること。</p> <p style="text-align: center;">飼い主のいない猫対策団体管理者遵守事項</p> <ol style="list-style-type: none">1 動物の愛護を目的として飼い主のいない猫を適正に管理します。2 伊達市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱に基づく補助金に係る飼い主のいない猫の不妊去勢手術については、市と協議の上、計画的に動物病院において実施します。3 動物病院で実施した伊達市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱の補助対象となる不妊去勢手術により何らかの問題が発生したときは、当方で対処します。4 飼い主のいない猫の新たな飼い主探しに努めます。5 活動地域内での活動については、周辺住民等の理解を得られるよう努めます。6 伊達市飼い主のいない猫対策事業実施要綱の規定を遵守します。
--

様式第2号 (第8条関係)

飼い主のいない猫対策団体登録事項変更届

年 月 日

伊達市長

申請者 団体名
代表者氏名
住所
電話番号

登録している事項について、次のとおり変更がありましたので、伊達市飼い主のいない猫対策事業実施要綱第8条第1項の規定により届出します。

1 登録日

年 月 日

2 変更事項

3 変更内容

(変更前)

(変更後)

4 変更年月日

年 月 日

※変更事項にかかる書類を添付すること。

様式第2号の2 (第8条関係)

飼い主のいない猫対策団体登録証紛失届

年 月 日

伊達市長

届出者 団体名
代表者氏名
住所
電話番号

飼い主のいない猫対策団体登録証を紛失したので、伊達市飼い主のいない猫対策事業実施要項第8条の規定により届け出ます。

様式第3号 (第9条関係)

飼い主のいない猫対策団体登録抹消届

年 月 日

伊達市長

申請者 団体名
代表者氏名
住所
電話番号

次のとおり猫管理活動を終了したので、伊達市飼い主のいない猫対策事業実施要綱第9条の規定により届出します。

1 登録日

年 月 日

2 猫管理活動終了年月日

年 月 日

3 猫管理活動終了の理由